

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光の村の定款第9条及び第24条の規定に基づき役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事といい、評議員と併せて役員等という。

### (報酬)

第3条 報酬は、役員等が理事会及び評議員会の出席等に対する費用弁償等とし、別表1に基づき支給する。

2 役員等が理事会及び評議員会にやむを得ず出席できず、テレビ会議等の手段により参加した場合であっても、同様に報酬を支払うものとする。

3 報酬総額は、理事、監事、評議員いずれも各年度の総額がそれぞれ30万円を超えない範囲内で支給することができる。

### (交通費)

第4条 役員等が理事会及び評議員会に出席するにあたり、高知県以外の所在地から移動し出席した際にはその実費（往復交通費）を支払うものとする。

### (適用除外)

第5条 当法人の職員を兼務している役員、又は学校法人光の村学園所属の職員が理事会及び評議員会に出席した場合には支給しない。

### (控除金)

第6条 法人は、役員等に支給する報酬から源泉所得税を控除する。

### (支払方法)

第7条 報酬は、理事会及び評議員会の出席時に報酬から源泉所得税を控除した額（別表1に掲げる手取り額）を手渡しするものとする。

### (公表)

第8条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (補則)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第 10 条 この規程の改定は、評議員会の承認を受けて行う。

別表 1

内容	日額（手取り額）
理事会及び評議員会への出席	8,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	8,000 円

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。